

## 令和5年度第4回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和5年7月18日(火)9時58分開会 10時32分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

### 3 出席者

(1) 常設審議委員 19名／23名

(1号会員) 濱田 香(監事・鳥取市) 田邊雄一(監事・米子市) 山脇 優(副会長・倉吉市) 足立晋哉(境港市) 山本 淳(岩美町) 渋井 裕(若桜町) 小林 功(会長智頭町) 山本雅之(三朝町) 長谷川誠一(監事・湯梨浜町) 福田昌治(琴浦町) 加川賢明(伯耆町) 長住武美(日野町) 加藤直行(江府町)

(2号会員) 松村一善(鳥取大学)

(3号会員) 吉田英人(理事・八頭町)

(4号会員) 栗原隆政(JA鳥取県中央会)西尾博之(鳥取県農業農村担い手育成機構)  
石 操(鳥取県農業共済組合)

(5号会員) 山西裕祐(全国共済農協連鳥取県本部)

(2) 鳥取県経営支援課 ○○ ○○

(3) 米子市農業委員会 ○○ ○○ ○○

(4) 事務局(農業会議) 倉益、熊谷、井上、岡田、中嶋

発言者等	議事要旨
1開会 事務局 (熊谷)	<p>(午前9時58分)</p> <p>定刻前ですが、出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、 ただ今より令和5年度第4回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり23名中、19名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いいたします。</p>
2会長挨拶・ 新会員の紹介 (小林会長)	<p>皆様おはようございます。農業会議の小林でございます。開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日、令和5年度第4回常設審議委員会を開催致しましたところ、 皆様にはご多用のところ出席を賜わり誠に有難うございます。</p> <p>さて、この度、八頭町吉田町長におかれましては、県町村会会长に就任されたということで、まことにおめでとうございます。今後ともご指導ご協力よろしくお願いいいたします。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5月8日、季</p>

節性インフルエンザと同じ5類へ移行されましたが、しかしながら、このところ全国的に新規感染者数が増加傾向にあり、予断を許さない状況ではないでしょうか。

また、鳥取県内は、13日、梅雨前線に向かって流れ込む暖かく湿った空気と上空の寒気の影響で大気が不安定な状態が続き、県東部を中心に朝から激しい記録的な大雨を降らせ生活環境に多大の被害を与えました。この梅雨前線は九州3県をはじめ山陰、北陸、東北秋田県の日本海側に浸水等生活環境を初め、農作物に多大の被害を出しました。地球温暖化の影響と考えられますが、被害を最小限に食い止める対策が必要です。

この度、全国統一の農業委員会の改選が行われ、本県においても19市町村の内、15市町村で改選を迎えます。現農業委員、農地利用最適化推進委員の任期は明日7月19日まで、7月20日より就任される委員の皆様は、今後3年間の任期中、農地利用最適化に向け取組んで頂けるものと期待をいたしております。

また、本年4月1日から、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が施行されました。その中で人・農地プランが地域計画に法定化され、目標地図の作成が義務付けられました。これに取り組むためには、やはり農地パトロール、農地利用状況調査により、遊休農地や違反転用の発生防止と解消に努める事であり、この度多くの農業委員会では改選後の新体制で迎える最初の活動になると思います。

農地と担い手の状況を把握する事が農業委員会のもっとも基本的な取組であると考えます。県下各農業委員会に応じタブレット端末の利活用により、調査の記録も簡単になり、業務負担の軽減と調査の精度も上がって、農地パトロールは地域計画の策定及び目標地図の作成に大きな役割を果たしているものと思います。

また、食料・農業・農村基本法の見直しに向けた農水省の地方意見交換会が14日から始まり、農業を支える多様な人材の位置付けや農業・農村インフラの維持、食料備蓄の水準、価格形成の仕組みなど、制度や施策の具体化に向けて残された論点は多いと言われております。これまで議論が低調であったのが農村政策と言われておりましたが、2050年には人口9人以下の集落が全体の1割を超えて、中山間地域ではさらに急減するとも言われております。一部では用排水路など農業インフラの管理も難しくなっており、実効性のある対策が急務であり十分な施策を求めるものであります。

このような情勢の中、これからも農業委員会が維持発展し、更に信頼が築かれていくよう、農業会議も微力ではありますが、精一杯農業委員会への支援をさせて頂きます。

なお、本日の常設審議委員会におきましては、報告事項、審議事項は、農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案、米子市1件、情報提供は市町村農業委員会会長・事務局長会議の開催についてとなっております。十分な審議をお願いし、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、ここで、新委員のご紹介を申し上げます。

今月、7月3日、理事長に就任されました県農業農村担い手育成機構西尾理事長様です。一言頂戴できればと思います。よろしくお願いします。

西尾委員 (機構理事長)	<p>ただ今、ご紹介いただきました、担い手育成機構理事長に就任致しました西尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。農地利用の最適化は、私ども農地中間管理機構でございます担い手育成機構と同じミッションでございます。皆様方と連携を密にして現場で活動できたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
3 議事録署名人の選任 議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、濱田委員(鳥取市農業委員会会長)、山本委員(三朝町農業委員会会長)の両名を指名いたします。</p>
4 報告事項 議長  県経営支援課 (○○)  議長	<p>では、日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、県から報告願います。</p> <p>(資料1により説明)</p> <p>委員の皆さんからご質問、意見をお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
5 審議事項 議長  事務局 (井上課長)  米子市農委 事務局	<p>議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。</p> <p>それでは、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は、第5条案件で、1件、米子市の意見聴取案件です。 委員会事務局の説明の後、現地調査の報告をお願いしたいと思います。 それでは米子市農業委員会より説明いただきます。</p> <p>米子市農業委員会事務局の○○、○○、○○で参っております。 本日はよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。 それでは、本件について、2ページの30aを超える事案説明資料を基にしまして、順に説明いたします。 初めに、1土地の所在等ですが、4ページの位置図をご覧ください。</p>

米子市役所の〇〇に位置しております、米子市〇〇となります。近くには〇〇や〇〇があります。

続きまして、5ページの中間図をお願いします。本申請地は市街化調整区域内ですが、市街化区域に近接しており、周辺は住宅地や商業施設、医療機関などの施設が立地しております。なお、事業計画地としましては、赤枠で囲っているところであります、全体事業計画面積は、〇〇です。〇〇の宅地部分も含めた計画となっております。

2の現在の営農状況ですが、本申請地内は利用集積はなく、すべて自作地として保全管理されています。

3の転用事業者ですが、〇〇です。建築工事の設計、工事監理及び請負、建築材料販売及び施工などを主な事業としている会社です。

4の転用目的ですが、社屋・倉庫の建築を計画したもので、必要性についてですが、現在、〇〇に本社がありますが、本社とは別の場所において工事部やアルミ建材事業部が分散業務しております、業務に支障をきたしていること、当初は38名であった従業員が101名へ増えて手狭となっていること、既存の本社敷地内に大型トラックの待機スペースがなく前面道路に待機している状況となっていることから本社移転の必要性が生じたとのことです。続きまして、転用要件の審査内容について、〇〇より説明します。

続きまして、5の立地基準について、農地区分ですが、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。許可根拠についてですが、このたびの計画は主に宅地部分を取得のうえ整備を行いますが、敷地として不足分を農地転用するものであるため、代替地はありません。営農条件ですが、申請地を含め周辺農地は市街化調整区域内の農地ではありますが、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地であり、市街化区域に近いため住宅等の開発が進んでいる地域となっております。

代替地につきましては、先ほどと重複いたしますが、このたびの計画は主に宅地部分を取得のうえ整備を行いますが、敷地として不足分を農地転用するものであるため、代替地はないと考えております。

6の一般基準について、他法令の許認可についてですが、農振農用地には該当しません。都市計画法につきましては、開発部局より、事前協議済であることを確認しております。鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例については、盛土1m未満のため該当しません。文化財保護法について、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないことを確認しております。

規模の妥当性ですが、図面6ページの土地利用計画図をお願いします。配置につきまして、まず社屋ですが、図面右側の緑地に囲まれた長方形の斜線部分の所に配置されます。倉庫は、図面左下の長方形の斜線部分にあたります。続いて駐車場の配置ですが、従業員の通勤車両は、図面左上と中央、社用車は図面左側中央と右下、市道側に来客用7台を配置する計画です。そのほか会議・研修棟、緑地を含めますと、ご覧のとおりの配置について、妥当な転用規模と判断しております。

続きまして、被害防除計画等ですが、7ページの擁壁敷設図・断面位置図、8ページの計画断面図をご覧ください。

60cm～90cmの盛土造成を行い、隣接境界に、L型擁壁高さ80cmから140cmを設置します。

続きまして、6ページの土地利用計画図・排水計画図をご覧ください。汚水については、公共下水道へ接続します。雨水については、敷地内に新設の側溝を設置し、7か所の浸透枠を設けて浸透させ、浸透しきれなかった量だけ北側の市道側溝へ放流する計画です。流量計算を行っており、周辺農地への営農に支障がないことを確認しています。

事案説明資料に戻りまして、資金調達ですが、○○を確認しております。

○○土地改良区の同意、隣接耕作者同意済、○○の同意を確認しております。

最後に農業公共投資につきましては、該当はありません。

以上、米子市○○における社屋・倉庫建築を目的とした農地転用について説明を終わります。よろしくお願ひします。

説明が終わりました。

それではここで現地調査の報告を加川委員からお願ひします。

失礼します。7月11日、江府町の加藤会長と、米子市農業委員会田邊会長、中本職務代理に立会いただき、日浦局長、古橋局長補佐、石田主任、農業会議、西部農林局、申請者の○○等出席の下、現地調査を実施した。説明を受けた後、現地に出かけて現場を確認しました。現地は特に問題となるようなことはないと確認しましたので報告致します。

ありがとうございました。それでは案件の説明、現地調査の報告も終わりました。

皆さんからご質問をお願いします。

(質問・意見なし)

それでは、お諮りします。

米子市の案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。それでは異議なしといたします。

6 情報提供  
議 長

(1)市町村農業委員会会長・事務局長会議の開催について  
事務局説明して下さい。

(事務局)  
(倉益)

(資料説明及び参考資料説明)

議 長

説明が終わりました。  
委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

	(質問・意見なし)
7 その他 議長 事務局	その他として、皆さんから何かございますか。はい、事務局。 (次回開催日程等(8/22常設、臨時総会、理事会、会長・局長会議、会長協議会総会について説明)
議長	委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。
	(質問・意見なし)
8 閉会 議長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前10時32分)